

関川村公共工事低入札価格調査制度実施要領

令和8年4月1日
要領第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、設計額が1億円以上の建設工事の入札において低入札価格調査制度を用いる場合において必要な事項について定めるものとする。

(低入札価格調査基準)

第2条 低入札価格調査制度を適用する請負契約で、最低の価格をもって申込みをした者（以下「落札候補者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、契約ごとに第3条に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(基準の算定等について)

第3条 入札書等比較調査基準価格は次の算定式のとおりとする。

ただし、入札書等比較調査基準価格が入札書等比較予定価格に $92/100$ を乗じて得た額を上回る場合にあっては、入札書等比較予定価格に $92/100$ を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）、入札書等比較予定価格に $75/100$ を乗じて得た額に満たない場合にあっては、入札書等比較予定価格に $75/100$ を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）とする。

直接工事費＋共通仮設費 $\times 90/100$ ＋現場管理費 $\times 90/100$ ＋一般管理費等課 $\times 68/100$ ＝入札書等比較調査基準価格（1万円未満切り上げ）

2 調査基準価格は、前項の算定式に消費税等相当額を加算した額とする。

3 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の用語の定義については、原則としてそれぞれ次に掲げる基準書等の例によるものとする。

(1) 土木工事標準積算基準書

(2) 公共建築工事積算基準

(予定価格書への調査基準価格の記載)

第4条 事務の適正な執行を確保するため、予定価格書中、本基準に基づく具体的金額を「調査基準価格 ○○○円」と記載し、さらに当該入札書等比較調査基準額を「入札書等比較調査基準価格 ○○○円」と記載するものとする。

2 入札調書についても、前項と同様に記載するものとする。